

重 力		議 義
提 出 者		県議会・県政改革特別委員会
提 出 年 月 日		平成23年12月14日
種 類	決 議	
件 名	財団法人長崎県建設技術研究センターへの業務委託の改善を求める決議	
要 旨	<p>県土木部が所管する事業に関して、現場点検調査業務、監督補助業務、積算施工管理業務及び総合評価審査業務の多数が毎年、恒常的に一者随契により財団法人長崎県建設技術研究センター（以下「ナーク」という。）に委託されており、平成22年度においては、ナークの事業収入9億2,199万3千円のうち、県からの委託料は6億8,452万1千円とナークの事業収入に占める県委託料の割合は、74.2%に達している。</p> <p>これは、同年度における熊本県や大分県のナーク類似機関への委託額と比べ、特筆する状況になっているとともに、総合評価審査業務のように、本来行政がその責任において行う業務まで委託されている。</p> <p>さらには、監督補助業務の発注単価において、若手県職員の平均給与に比べ人件費や諸経費が高額であり、いわばナークの運営を図らんがために県費が投入されていると指摘されてもいたしかたない実態にある。</p> <p>加えて、ナークの理事長以下、正規職員に占める県土木部OBの割合が非常に高い実態は、国・地方を問わず、国や自治体の関係機関への公務員の天下りについて厳しい批判がある中で、これを看過することはできない。</p> <p>まさに「第2土木部」と指摘される由縁である。</p> <p>よって、県土木部においては、これまで委託していた総合評価審査業務を直営で行うなど、従来からのナークへの委託の在り方を全面的に見直し、嘱託職員の雇用などによる直営での業務の遂行に要する経費と、多様な受け入れ先の確保見直しによる委託業務の遂行に係る所要経費の比較や、土木職員の業務内容の見直し及び技術力向上に対する積極的な取組等を通じて、現状の在り方を可及的速やかに改善するよう求めるものである。</p> <p>また、ナークにおいても、技術者が少ない市町の公共工事の入札手続や現場管理等の支援、病院等の民間建設工事の入札手続や現場管理・検査の支援、建設工事に関する技術や工法の研究開発の拡大、公共施設の維持管理等建設市場における産学官の牽引役や調整役の役割の拡大など、今後の運営の在り方を再検討し、その役割を一層適正に果たしていくことを求めるものである。</p> <p>なお、土木部以外においても、本来県が行う業務について直営と委託の振り分けに関し、最少の経費で最大の効果を生じさせるよう自主点検を行うとともに、予算査定においては、かかる視点をもって厳正に対処するよう併せて求めるものである。</p> <p>以上、決議する。</p>	
提 出 先		